

第47回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 平成30年2月7日（水）14時00分～15時30分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

【出席者（敬称略）】

〔委 員〕 下村敏博、風間規男、藤尾清司、中村幹雄、佐野智子

〔実施機関〕 教育総務課長：辻中伸弘、同課庶務係：牧井望、こども課指導主事：上田直美

同課課長補佐：松田悟、国保医療課長：奥谷規子、同課国保係長：藤川幸史、

消防本部総務課長：奥田吉伸、警防課救急係長：植木基郎

〔事 務 局〕 総務部長：大西清隆、総務課長：西田幸彦、同課課長補佐：飯島武暢

同課情報統計係長：立田久美子、同課情報統計係：塚美代子

【議 題】

- 1 【諮問案件】 幼稚園及び学校諸費用徴収に係る通信回線を用いた Web 学校諸費用口座振替サービス及び保護者負担経費会計システムとの結合について（教育総務課・こども課）
- 2 【報告案件】 国民健康保険の第三者行為求償事務にかかる消防との情報連携について（国保医療課・消防本部総務課）

【審 議 事 項】

- 1 幼稚園及び学校諸費用徴収に係る通信回線を用いた Web 学校諸費用口座振替サービス及び保護者負担経費会計システムとの結合について（教育総務課・こども課）

〔結論〕

適当なものと認める。

答申の詳細については、会長に一任する。

〔審議経過〕

実施機関である教育総務課より、幼稚園及び学校諸費用徴収に係る通信回線を用いた Web 学校諸費用口座振替サービス及び保護者負担経費会計システムとの結合に係るその経緯と内容についての説明があった。

〔概要〕

- 現在、生駒市立幼稚園、小学校及び中学校においては、集約銀行の保護者の口座から

学校諸費を毎月引き落としており、入学・入園時の申込みや金額等の変更がある場合等すべて書面での手続となっているが、この度、多くの学校園が集約口座の銀行として利用している南都銀行より、書面による手続の有料化に伴い、平成31年度より Web 学校諸費用口座振替サービス（インターネットバンキング）を利用した手続のオンライン化の提案があった。

- 本サービスを利用して毎月大量の引落データを作成するためには、各学校園で学費を管理する会計システムの導入が必要であるため、京都高度技術研究所が提供するクラウド形式保護者負担経費会計システムも同時に利用する。
- 南都銀行と京都高度技術研究所と各学校園を接続する通信回線がインターネット回線になるため、新たに設置する仮想パソコンを経由して各学校園のパソコンから両システムに接続することでイントラネットや既設のインターネット接続環境と切り離す。
- 両システムとも SSL 通信を利用して接続し、保護者負担経費会計システムではサーバー証明書、Web 学校諸費用口座振替サービスではワンタイムパスワードによる利用パソコンの特定などのセキュリティ対策が行われている。
- 利用開始は、平成30年4月を予定している。

[質疑]

- Q 今回のオンライン化で費用はどのくらいかかりますか。
- A 今回利用するシステムのライセンス料は南都銀行が負担するため、費用は何もかかりません。
- Q ハッキング等外部から侵入される場合は、一般回線から専用回線に入られることが多いですが、セキュリティ対策はどのようになっていますか。
- A 仮想パソコンは南都銀行と京都高度技術研究所のデータセンターへの片方向の通信のみとし、それぞれの間にファイヤーウォールを設置します。また、仮想パソコンには個人情報情報を保存しない設定にする予定です。
- Q 卒業等した場合、口座情報等の個人情報はずべてのシステムから消去されますか。
- A 最終の口座振替が完了したら、その人にかかる全データを消去するよう設定します。
- Q 県内等の他市町村はどのような状況ですか。
- A 香芝市や京都市、城陽市で同じシステムを利用しています。南都銀行が集約銀行になっている県内市町村もシステムの導入を検討している状況です。

2 【報告案件】国民健康保険の第三者行為求償事務にかかる消防との情報連携について（国保医療課・消防本部総務課）

交通事故等の第三者の不法行為により負傷した国民健康保険（国保）の被保険者が国保の保険証を使って治療を受けた場合、本人の届出により、国保が給付した分の医療費を加害者である第三者から回収する第三者行為求償事務（国民健康保険法第 64 条）を行うが、保険給付適正化の観点から生駒市消防本部の所持する緊急搬送情報を活用することに伴い、国保の保有する個人情報を生駒市消防本部に提供し、消防本部から救急搬送情報の提供を受けることについて国保医療課から報告があった。内容については、実施機関を超えた個人情報の提供に当たるが、生駒市内部での情報の提供のみであるため、報告案件とし説明を受けた。

[質疑]

Q 医療機関や警察との連携はどのようになっていますか。

A 明らかに第三者行為であると医療機関が把握している場合は、レセプトの特記事項に印を付して生駒市に送付されています。国保の広域化に伴う求償事務の推進のため、今回は消防との連携ですが、警察との連携も視野に入れながら運用していきます。

Q 生駒市の被保険者が他市で交通事故にあった場合はどのようになりますか。

A 奈良県広域消防組合から奈良県国民健康保険団体連合会を通して生駒市の国保に搬送記録等の情報提供があります。

3 閉会